

# 政策研究

## POLICY RESEARCH

2010 No. 4 (2010年7月号)

- 羅針盤 地球温暖化「問題」と地方自治体の環境政策  
蛸子 准吏 (株式会社富士通総研 公共コンサルティング事業部)
  - レポート:政策論説 政策交渉能力の重要性  
宮脇 淳 (北海道大学公共政策大学院教授)
  - レポート:政策シグナル 政治の議論 ～国民、皆～  
宮脇 淳 (北海道大学公共政策大学院教授)
  - レポート:アジアリンク 中国経済の持続性と国際公共政策  
宮脇 淳 (北海道大学公共政策大学院教授)
  - 事例紹介 自治体における都市政策・地域政策としての環境政策の重要性  
佐々木 央 (株式会社富士通総研 公共コンサルティング事業部)
-

地方自治体の地球温暖化対策が活発化している。環境問題は、地方自治体が国に先んじて従来から取り組んできた分野である。たとえば、高度成長期のさなか、生活環境維持より経済的成長を重視することで引き起こされた公害への対策、いわゆる 1970 年代の『革新自治体』の取組みは、中央集権的に取り組んだ経済産業政策が引き起こした弊害を地方自治の統治機能が全国的視野に立って是正しようとした好例である。地球温暖化対策についても、同様の役割を果たすことが期待されている。

地球温暖化「問題」とは何か。問題設定の底流には、持続可能性の担保という価値観がある。その背後には、産業革命以来、規模の拡大を目指してきた経済活動が自らの活動環境そのものを破壊し、成長はおろか現状の維持すらも困難な状態に陥れつつあるとの危機意識が横たわる。持続可能な発展とは、「将来世代の必要性を満たす能力を損なわせることなく、現役世代の必要性を満たすこと」である。この実現には、経済活動により得られる便益と環境に対する負荷のバランスを時間軸も含め適正化し「定常状態」へ誘導する新たな仕組みを構築する必要がある。

従来、地方自治体は、主に地域に閉塞した環境問題に取り組んできた。公害などの環境問題を地域単位で切り取り、原因と結果の因果関係を科学的な検証のもと一定程度明確にし、問題解決に向けた政策・施策の立案と実践に取り組むことを主としてきた。しかし、地球温暖化問題を原因と結果の観点から地域単位に切り分けて取り組むことは難しい。地球温暖化の要因とされる温室効果ガスの影響を科学的に検証することが困難であることもその原因としてあげられる。しかし、最大の原因は、温室効果ガスの外部性と地球温暖化問題の曖昧性によって、地域を超えた要因の相互関連性が高いことにある。

温室効果ガスは、経済活動の副産物であり、市場を介さず他者に影響を与える負の外部性を持つ。加えて、地球温暖化対策は、将来の危機に対する予防活動であり、将来発生する不利益の測定には一定の仮説と推論を含むことから客観的に把握することは難しい。また、温室効果ガスの負の外部効果には、時間・空間的なギャップがあり、汚染者と被害者の関係を曖昧なものとしている。

問題の本質は、「理想と現実のギャップ」の共有の困難性にある。地球温暖化問題の定義にあたり、当事者を汚染者である現在の地域住民と企業等、被害者を将来世代の地域住民と定め、ギャップを本来あるべき温室効果ガスの排出量と現状の排出量との差と定めるとする。その場合、地域の範囲と何年後の将来、どの時点の排出量の状態を理想として設定することが合理的であるかという議論が生じる。後者の排出量については、定量的な評価が可能であるため、過去と現在との比較から一定のマネジメントを機能させることは可能である。しかし、前者の地域の範囲と将来時点の設定にあたっては、温室効果ガスの外部性、大気という複雑な物理特性の存在などから相互関連性をひも解くことに限界があり、検証可能な合理的基準を示すことは困難である。

以上のように、地球温暖化問題は、当事者の設定が困難であり、ギャップを共有できないことから問題の定義そのものが困難となり、政策展開のもっとも根底に設定する仮説たる公理が常に

---

明確性に欠ける状況となる。地球温暖化が「グローバルな問題」とされる理由は、全世界の人民が直面する共通問題という側面より、フリーライダーの排除が困難な外部性という特性にある。国際間の温室効果ガスのキャップ・アンド・トレード制度は、問題解決の切り札ではなく、曖昧性ゆえに政治的駆け引きの道具としての側面が強い。一方、地方自治体の取組みは、地域性の制約はあるものの受益と負担が身近なため現在の環境は、未来の世代から借り受けたものであり、未来の世代の権利を阻害しないよう保持し引き渡すことは、現役世代の責務であるとする倫理感を具体的に共有しやすい。曖昧なグローバルの問題意識から地域に結び付けるよりも、地域の視点をグローバル問題に結び付けていく下からの公共性の有効性がより高い領域である。そこには、東京都の取組みに見られるよう、「対話」の姿勢が重要となる。地球温暖化「問題」に対する合意形成に向け、地方自治体が対話を重視したコミュニティーに根差した政策から展開することは、ある意味必然でもあり、今後のグルーパル展開へのインターフェイス形成が今後大いに注目される動きである。

## 1. はじめに

行政の役割は調整機能といわれる。調整とは、具合の悪いところを直し正しい状態に持っていくことであり、そこではより良い解決策を創造する機能は中心的存在ではない。政策交渉とは、政策に関して利害関係が乖離する当事者間でより良い政策があることを認識し、議論して合意に達することである。中立な行政機関が多くの利害関係を勘案し、相互に妥協できる解決策を模索することはある。しかし、現実の経済社会では単純な調整はあり得ない。なぜならば、第1に行政には政治や各種団体が常に間接、直接の影響を与え、そこには何らかの利害関係が必ず存在すること、第2に行政自体にも縦割りで細分化された利害関係が存在することにある。そして、グローバル化の進展に伴い国内問題といえども外国人との交渉が必要となることが多い時代を迎えた。たとえば、労働、研修や勉学で日本国内に外国人が滞在する場合は地域コミュニティの一員として接することが重要であり、観光の場合も地域として如何に対応するかが旅行客の評価を大きく左右することになる。そうした時代を迎え、国内問題でも異文化の人々と如何に接し地域を形成するかで交渉が生じる。日本人は交渉下手といわれる。しかし、それを少しでも改善していくことは国際社会ではもちろんのこと国内においても社会的対立を回避あるいは緩和し、より良い地域を形成するために不可欠な課題となる。

## 2. 政策交渉

交渉とは、より良い解決策があることを複数の当事者が認識し、意思の一致に向けて協力し新たな解決策を創造することである。交渉の結果一致した内容が合意であり、単に意思が一致するだけでなく、その解決策に従い当事者間で一致して行動する義務を発生させる必要がある。したがって、政策交渉とは、政策に関して利害関係が乖離する当事者間でより良い政策があることを認識し、議論して合意を得たうえで、一致して行動する義務を生じさせることとなる。政策交渉は、別の表現をとれば隠れているより良い可能性を発掘する技術であり、それを着実に現実化する技術でもある。政策を担う政治や行政は、縦割りごとに分割された構造を持つことから相互の利害関係が乖離あるいは対立しやすい。また、ひとつの政策でも作用、副作用、反作用があるため、その効果がどこに如何なる形で帰着するかによって利害関係がさらに輻輳する。大学や研究機関での政策議論では必ずしも利害が存在するとは限らず、純粹に理論や分析結果に基づいてより良い公共政策を追求することが可能である。しかし、現実の政治や行政では多くの利害が背後で輻輳する。そして、行政自体にも縦割りで細分化された利害が存在する。交渉の場合は、「利害なければ交渉なし」といわれるように必ず利害が伴う。以下、政策にも交渉が必要であることを認識するため、そのプロセスから紹介することにしたい。

### (1) 政策交渉のプロセス ～BATNAの設定～

政策交渉の基本プロセスは、第1に政策交渉を勝負ではなく問題解決の手段であり双方でより良い政策を創造することにあると認識すること、第2に相手と自分の動機と利害を確認すること

---

が必要となる。動機や利害関係者の確認は、相手に関してだけでなく自分自身についても重要である。その際に相互の交渉の対象となる政策の背後に存在する利害関係者の構成を認識するだけでなく、利害関係者間のパワー関係を認識し交渉進捗の説明責任を果たすべき利害関係者の優先順位を認識することが有用となる。第3に交渉相手との合意が得られなかった際の自らの最善策を予め設定することである。これは合意の結果としての撤退ラインとなる確保すべき最低水準ではなく、交渉相手と合意が得られなかった際に利害関係者との関係で最善と考える内容（BATNA<sup>1</sup>）を予め認識し設定することを意味する。以上を政策交渉の前に確認した上で、第4により良い結論に向けた選択肢をひとつでも多く発掘し認識すること、第5に可能な限り定量的、客観的な基準に適用した合意形成を目指し、相互の利害関係集団への理解をスムーズにする環境を整えること、第6に交渉当事者間で合意を形成する可能性が低い場合、相手の利害関係集団に直接働きかける戦略の有無を判断すること、第7に合意はできるだけ相手が選択した形態となるよう導くことなどが重要となる。政策を対象とする場合でも交渉である以上、そこには利害が存在する。双方の利得を少しでも高め損失を少なくし社会的厚生を高める良い解決策を模索するのが交渉であり、より良い解決策がないと判断されれば交渉は終了することになる。

## （2）交渉技術の必要性 ～奪い合いにならないため～

交渉に関する技術が必要なのは、資源の奪い合いを生じさせないためである。交渉に関する知識、技術が不足していると感情的な行動が優先しやすい。とくに、日本の場合、明確な議論を避ける体質にありその背後には交渉が利益を取り合うものとの認識が潜んでいる。そのため、交渉の技術的性格への認識が希薄化し、グローバル化する経済社会で求められる交渉能力に対して日本が劣位となる実態をもたらしている。交渉を行うことが利得の取り合いになるのではなく、むしろきちっとした交渉能力を持たないことが奪い合いの実態をもたらす。

交渉技術がないと資源の奪い合いが生じ、そのことは対立を誘発、対立の先鋭化は相手を理解しようとする姿勢や能力を低下させさらなる奪い合いに向かう。そうなれば、公共性自体を崩壊させる要因ともなる。こうした事態に陥らないように、相互に意見交換を通じて相手の利害と立場を把握し認識すること、対立ではなく協働作業としてより良い解決策を模索すること、そのために相互の意見交換を通じてひとつでも多い解決のための選択肢を生み出すと同時に両者の差を正確に認識すること、安易に譲歩しないのはより良い解決策を求めるためであり最終的には相互の利害関係集団にも説明責任を果たせる客観的基準による資源配分を目指すことなどが交渉技術の目的である。

## （3）政策交渉の過程 ～予備段階の重要性～

政治、行政などで展開される政策交渉では、予備段階が極めて重要な役割を果たす。交渉の予備段階では、①インフォーマルなネットワークなどを経由し独自入手できる情報を取得、整理すること、②より良い解決策を生み出すため双方が入手すべき情報、相手に知ってもらわなければならない情報が整理すること、③各当事者の利害を認識し、その関係を理解すること、④事実関係、法律関係に関して各当事者にとって有利・不利の事項を整理すること、⑤BATNAと交渉範囲を決定すること、⑥各当事者にとって考えられる解決策を整理しその優先順

---

<sup>1</sup> BATNA (Best Alternative To a Negotiated Agreement)。

---

位を明確にしておくこと、⑦各当事者の交渉アプローチを把握すること、⑧予想される相手の主張・提案を整理し、反論を検討しておくことなどが必要となる。そして、協議においては主張ではなく相互に検証可能な議論を展開し、①相手と自分の置かれた状況に変化を生じさせる、②相手と自分の状況認識に変化を生じさせる、③相手と自分の交渉に関する前提認識に変化を生じさせるなど相互のチャンネルの変更を通じて合意を探っていくことになる。最後に合意した場合は、契約や公式文書で相互に合意に従って行動する義務を明確化する必要がある。

### 3. 異文化交渉

日本の経済社会ではこれまで分かり合う文化、恥の文化が根底にあり、自分の要求を外に向かって明確にすることは慎む文化、曖昧にしておく文化が根差してきた。一方でそうした交渉姿勢が日本国内においても逆に明確な問題解決を難しくし、限られた資源を奪い合う紛争に陥ってしまう事例がこれまでも発生してきた。日本の場合、利己的な側面を持ちながらもそれを前面に出すことなく、社会的紛争を相互依存の状況と捉え同じ文化の中で協調行動を期待し解決策を模索しやすい。このため相手への理解たるコミュニケーションが進んでいない段階である交渉の当初より妥協の幅を大きく設定し質・量共に必要以上に相手に譲ってしまう実態がある。とくに、コミュニケーションによって相互理解が進むまでは妥協幅を極めて小さく設定することが多い欧米社会、アジア諸国との交渉では交渉下手のデメリットが目立つ結果となる。こうした交渉姿勢の違いは合意後の行動にも違いをもたらす。日本の場合、一端成立した合意であってもさらに相互依存の中で妥協を求める姿勢が強く合意事項に従って行動する協調性は低いのが実態である。一方で欧米社会の場合、成立した合意に対してはそれに基づき行動するという協調性が強く存在する。

以上の交渉実態とそのもたらすデメリットは、国際社会での交渉でとくに顕在化する。こうした問題の顕在化は、グローバル化の進展によって国際社会の交渉だけでなく国内の交渉にも拡大してきている。なぜならば、国内でも外国人、外国企業が幅広く活動し国内の政策問題でもグローバルな要因を無視することができなくなっているである。今日においては異なる文化、すなわち国や地域ごとに何を大切にするかの「価値観」とそこから生みだされてくる振る舞い、すなわちどうすることが適切かの「規範性」の違いを克服した交渉が求められる。価値観と規範性は、それぞれの社会の体制を支える要因であり、人や組織の行動を認識し解釈するための枠組みでもある。したがって、異文化交渉では交渉準備の段階で相手の利害を認識するため相手の行動へのより注意深い観察と認識の形成が不可欠となる。しかも、ふたつの文化が対面で交渉する場合だけでなく、多文化が一度に交渉の場につくことも少なくない。その中には、日本的な集団主義的文化から個人主義的文化まで多彩に存在することになる。交渉過程の基本は異文化交渉でも同じである。しかし、その入口にある準備段階において相互が持っているコミュニケーション前提について理解し、そこで生じている前提の違いすなわちリアリティギャップを認識すること、さらには交渉過程を通して相手の行動から伝わる情報伝達の媒体、すなわち身振り手振り、顔の表情なども通じた情報を認識することで過度な摩擦や譲歩を回避することが重要となる。

7月11日実施された参議院議員選挙で民主党が44議席と大敗し、衆参の捻じれ現象が再び深刻化したことは周知のとおりである。今後の民主党の国会運営は、法案ごとの野党との個別協議、いわゆるパーシャル連合の形態に依存しなければならず、民主党が衆議院で法案再議決に必要な2/3議席を確保していないことから、政策実現の方向性、安定性は大きく揺らぐことになる。パーシャル連合の場合、他党との合意形成のほか党内での確固たる合意形成が前提となるため揺らぎは、民主党内の一体性にも影響を及ぼす。混沌が深まる中で政治の議論のどこに注目すべきか。それは、「国民、皆」の言葉にある。

「赤信号皆で渡れば怖くない」という言葉がある。政治や行政、政策議論でも国民、皆などの言葉が良く使われる。価値観の多様化が進む一方で皆、国民といった全てを意味する言葉が使われるが、政策議論としてこのことをどのように捉えるべきか。多くの場合、国民、皆の言葉には「すべての、多数の、少数の」という前に付けるべき語句が隠されている。いわゆる文脈による多義性の存在であり、読み手によって文脈の解釈が異なる結果となる。政策の効果には必ず作用、副作用、反作用がある。全員に作用だけが発生することはほとんどない。また、価値観の違いを完全に克服することができないため、民主主義では多数決という手続き上の原則を持ち、多数決による意思決定が行われる。そこには、少数意見、反対者も存在する。したがって、政策議論では、多義性を排除するため文脈上、多数の国民なのか少数の国民なのかを明確にする必要がある。しかし、現実の政治や行政の政策展開では、論駁を避けるため敢えて解釈を読み手に委ねることが行われる。論駁とは、ある内容が真実ではないことを証明することであり、否定とは異なる。否定は、ある内容に反対を表明しただけなのに対し、論駁では反対表明だけでなくその理由を、証拠を持って明確にする。この点において、仮に「すべての国民」、「皆」などの表現を使えばそれに対する論駁は容易である。なぜならば、反例に溢れているからあり、たとえば、「すべての国民のニーズ」と表現すれば、自分のニーズではないと反例を示す国民が必ず現れる。一方で多数の国民、少数の国民と表現すれば利害対立が先鋭化する。政策議論で国民、皆と一括して表現する時には、そこに願望的思考が存在することを忘れてはならない。因果関係の検証とは関係なく「そうだったら良いな」という姿を描く希望的観測ともいえる。政治的メッセージは別として、政策議論では願望的思考、希望的観測の存在は政策のリスクを高める要因となる。願望的思考、希望的観測は、主張者の持つ前提において成り立つ思考であり、政策議論からは論証不足と評価されることになる。

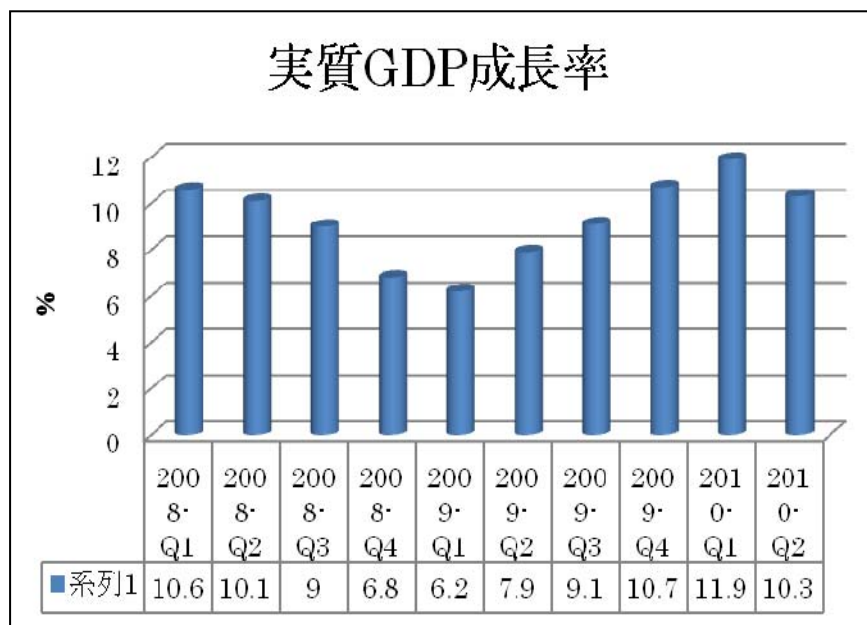
政策議論では仮説は極めて重要な存在である。どんな議論でも一定の想定は必要であり、そこから仮説設定することで展開する。とくに新たな政策を創造する際には、全ての内容をデータなどで証拠づけることはできず一定の仮説を含むことが前提となる。仮説と願望的思考の違いは、仮説が含む誤りを見つけ出すため検証を受ける点にある。検証によって見出された誤りを改善し、より良い仮説へと高めていくことが前提となる。願望的思考、希望的観測は検証自体を回避する傾向を持つ。なぜならば、願望、希望の内容ではすぐに論駁を受けてしまうからである。

---

政治家の答弁で「仮定の話には答えられない」という発言を耳にする。しかし、政策議論自体、本来は仮定を置き仮説設定しその仮説を検証する流れであり、政策を担う政治の世界では事実だけでなく、仮説過程を担うことが重要な役割となる。仮説過程を回避し願望的思考に終始することがあれば、政治としての機能は劣化しつづけることになる。

中国の2010年4-6月期実質GDP成長率は前年比10.3%成長となり、前期の11.9%からは減速したものの、依然として二桁の高い成長を維持する結果となった。成長の中身からみて前期と異なる大きな点は、輸出が大幅に増加した一方で輸入の増加率が低下したことにある。輸出が増加する中での輸入の増加率の低下は、中国国内経済のバブル状況が沈静化してきたことを意味しており持続的成長の維持のためにはプラス要因と判断できる。また、国内の投資活動を示す全社会固定資産投資は2009年の前年比30%前後の増加から2010年1-6月は同25%増にまでスピードが低下しており、金融機関に対する貸出抑制の効果が浸透してきているほか、住宅ローンの規制強化で住宅価格の高騰にも歯止めがかかりつつある。中国政府のインフレ抑制の出口戦略の効果が着実に表れている。

中国経済の今後については、足元の輸出が欧州財政危機や米国の景気減速の影響がまだ表面化しておらずアジア向け輸出も順調に増加していることから順調な動向も期待できる。しかし、欧米の景気減速が長期化すれば実体経済面でマイナスの影響が浸透してくる危険性があり、その際には引き締め政策緩和も視野に入れておくべき課題となってくる可能性がある。いずれにせよ、中国経済は2010年を通じて少なくとも8-9%程度の成長は確保するものと見込まれる。なお、上海株式市場は横ばい圏で推移しており、その背景には金融機関を中心とする資本調達による需給悪化が横たわっており、中国の金融機関の構造的問題にも留意する必要がある。世界経済の回復に向けては中国経済の持続的成長が不可欠であり、中国の経済政策展開が国際経済政策においても注目される。



(資料) 中国統計局資料による

図表 中国の実質GDPの推移

## 1. 自治体における環境政策の変遷

日本の環境政策は、1950年代から1970年代にかけてのいわゆる4大公害病（水俣病、第二水俣病、四日市ぜんそく、イタイイタイ病）に代表される、我が国の高度経済成長期に工場集積地域で発生した公害問題への対策を中心に、公害対策基本法の制定や環境庁の発足など、動きが本格化した。これに伴い自治体では、大気汚染、騒音、悪臭、水質汚濁など、工場などの事業所を発生源の中心とした大気や公共水域における様々な公害対策を講じた。次の1980年代にかけての公害問題は、工場などの発生源対策が効果を上げる一方で、自動車の排気ガス問題など、機能や人口が都市に集中したことを要因とした公害問題へと発生源が変化してきている。さらに、1990年代以降には、アスベストやダイオキシン類など、新たに発見された有害・有毒物質への対策などが追加されている。

一方、1970年代の二度にわたるオイルショックに端を発した省エネルギー対策など、環境政策の対象は、公害から資源・エネルギー対策へと拡大した。その後、一般廃棄物や産業廃棄物などのごみ問題に端を発したいわゆる3R政策（リデュース、リユース、リサイクル）も重要となり、今日に至っている。さらに、1993年の環境基本法の制定に伴い、各自治体では、環境基本計画などにに基づき、公害対策や廃棄物対策だけではなく、省資源・省エネルギーや、自然環境・都市環境・歴史的資源の整備・保全など、非常に幅広い分野を対象に、計画的な環境行政を推進してきている。

## 2. 近年の自治体における環境政策の動向

2000年代に入ると、自治体はより主体的な環境政策のマネジメントに取り組み始めている。富士通総研も支援した、横須賀市（神奈川県）や岩手県の環境会計や自治体における環境マネジメントシステムの構築・運用の事例は、環境政策の効果やコストを可視化・検証しながら、適切な進捗管理や政策の見直しにつなげていこうとするものであり、国に先行する取り組みでもあった。

また、近年の自治体における環境政策の重点項目の一つは、地球温暖化対策であることは間違いない。1997年のCOP3（第3回気候変動枠組条約締結国会議）での京都議定書の採択から、地球温暖化対策は、自治体においても大きな政策課題となった。特に近年では、温室効果ガス削減に向けて、太陽光・熱や風力、バイオマスなどを利用した再生可能エネルギーの普及拡大の取り組みが本格化してきており、自治体では、エネルギー関連産業の育成・誘致などの産業振興の観点からも重要な政策となってきた。さらに、東京都では国に先んじて、2010年4月1日から、大規模事業所を対象とした温室効果ガスの排出量総量削減義務と排出量取引制度が始まっている。

これらの動向は、自治体の環境政策が、国の法令に則して取り組むレベルから、地域の特性に応じて能動的・戦略的に取り組むレベルへと発展していることを示している。特に、風力発電や

---

バイオマス発電などによる再生可能エネルギーは、これまでは条件不利地域であった地方部（風の強い半島地域や森林資源が豊富な中山間地域など）の賦存量が多いことから、排出量取引制度やカーボンオフセットの活発化に伴い、これらの環境価値が顕在化することで、都会や企業から地方部へのお金の環流を通じた活性化効果が期待されている。

### 3. 都市政策・地域政策としての環境政策の重要性

このように、自治体の環境政策は、公害対策や廃棄物対策などの地域におけるマイナス要因を除去する取り組みから、良好な都市環境・地域環境の保全や整備へと発展し、さらに近年は、地球温暖化問題を契機に、環境価値の取引による地域活性化方策へと、その意義を大きく拡大してきている。特に地球温暖化対策は、スマートグリッドや電気自動車の開発・普及など、産業構造を大きく変えるインパクトを有しており、自治体は産業振興の観点からも政策を検討することが必要である。その意味から、今後の環境政策は、従来の公害対策や廃棄物対策などを主な業務とする環境政策部門が所管するだけでは不十分であり、環境をテーマとした地域活性化や産業振興、省エネルギー型の都市・地域や交通体系の整備など、企画部門、産業振興部門、建築土木部門なども一体となって政策の立案と推進に取り組むことが重要である。

総務省が推進する「緑の分権改革」も、『地域資源（豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全で豊富な食料、歴史文化資産、志のある資金）を最大限活用することで、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を分散自立・地産地消・低炭素型に転換し、「地域の自給力と創富力（富を生み出す力）を高める地域主権型社会」の実現を目指している』ことから、環境政策を都市・地域政策として地域振興に活かして行く方向性と合致するものであり、多くの自治体での取り組みを期待する。

### 4. 都市政策・地域政策としての環境政策のコンサルティング事例

富士通総研では、公共分野のコンサルティングを本格化した当時から、自治体の環境会計や環境マネジメントシステムの構築・運用の支援など、将来に向けて環境政策の重要性が高まることを予測し、政策の可視化とマネジメントの確立に取り組んできた。近年は、特に地球温暖化対策を中心に、以下に示すような環境分野の多様なコンサルティングに取り組んでいる。

これらの事例に共通するポイントは、従来の環境政策部門の分掌事務を超えた庁内横断的な課題として環境政策を捉えていくことが重要であり、多くの自治体で中長期の視点、都市政策・地域政策の視点から推進することを期待するものである。

#### ■事例1：2050年頃の温室効果ガス排出量削減目標を達成するための都市政策に関する研究／府省

都市は、建築物や交通機関を中心に多くのエネルギーを消費するが、その整備・更新には長期間を必要とする。そのため、2050年頃に国際的に求められる温室効果ガスの排出量削減を達成するために必要な都市像をシミュレーションする手法を検討するとともに、排出量の削減に必要な都市政策への活用可能性を検討した。

自治体においても、今後の都市の整備・更新に際しては、中長期的な視点から低炭素化に資する方を積極的に取り入れていくことが重要である。

---

## ■事例2：クリーンエネルギーの普及促進に向けた事業モデルの検証／自治体

同自治体の「脱温暖化行動指針」で掲げた温室効果ガスの排出量削減目標や再生可能エネルギーの利用量増加目標を達成するために、「太陽エネルギー普及拡大事業」を担う事業主体の設立可能性の検討を支援した。自治体のクリーンエネルギーの普及拡大策は、従来は太陽光発電パネルの設置に対する補助金を中心であったが、より強力に推進するために事業化を目指したものである。

財政状況が逼迫する自治体で、住民力を活用したクリーンエネルギーの普及拡大を図るためには、補助金頼みからの脱却が必要であり、今後、他の自治体でも同様の取り組みが進むことが期待される。

## ■事例3：緑の分権改革推進事業関連／自治体

総務省の「緑の分権改革推進事業」に関連して、クリーンエネルギーを活用した地域産業振興に関する支援に着手し、太陽光発電を活用した中心商店街の活性化や、クリーンエネルギーや気候条件を活用したエネルギー消費型産業の誘致などの支援を展開している。